

(14) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成29年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を9割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金94,428円を支払うものとする。

また、県は、人身損害に対する損害賠償金12,600円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成29年3月2日

(2) 事故発生場所

鳥取市安長地内

(3) 事故の状況

和解の相手方が、自転車で一般県道伏野覚寺線の自転車歩行者道を走行中、転落防止柵が未設置の横断水路に転落し、補聴器等が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。